子育て支援員専門研修(社会的養護)都道府県認定研修ガイドライン(素案)の概要

子育て支援員研修制度に関する検討 会第2回専門研修WT(社会的養護)

平成26年10月27日

資料5

基本的考え方

○ 本ガイドラインは、「子育て支援員研修制度について(P)」(平成26年厚生労働省 実施要綱(P)。以下「要綱」という。)に基づき、子育て支援員としての自覚を持ち、子育て支援分野での業務に従事することができるような基本研修を修了していることを前提に、社会的養護の補助的な支援者として従事する上で、必要な知識・技能を習得するため、都道府県知事(仮)が行う研修(以下「専門研修(社会的養護)」という。)の円滑な実施に資するために策定するもの。

※以下に記載した記載項目については、発出の際に今後全体的な調整を行う。

研修内容等

事項	主なり、内のお客
実施主体	都道府県 (都道府県が認定研修を実施する上で適当と認める市区町村、民間団体等に一部委託可)
対象者	子育て支援員基本研修を修了した者。ただし、児童福祉に関する資格を有する者、または、都道府県知事が認める 者については、子育て支援員基本研修の受講を免除する。
実施内容	
定員	1回の研修の定員は、おおむね20名程度を想定(認定研修の効果に支障が生じない限り、都道府県の実情に応じて おおむね20名程度を上回る定員の設定も可)
研修項目·科目 及び時間数等	研修項目・科目等は、別紙のとおり時間数は、講義及び演習・実習を合わせて13時間程度。授業形態は、適宜演習を取り入れたりするなどして学びを深めるような工夫が必要。特に、講師の選定に当たっては、専門研修(社会的養護)を適切に実施、指導できる者により行われるよう十分配慮する必要がある。
研修期間等	1回の研修の期間は、原則として2~3か月以内で実施 <u>(都道府県の実情に応じて2期に分けて実施するなど6か月の</u> <u>範囲内での実施も可)</u> <u>③研修の時間帯及び曜日の設定については、都道府県の実情に応じて受講者が受講しやすいよう適宜工夫が必要。</u>

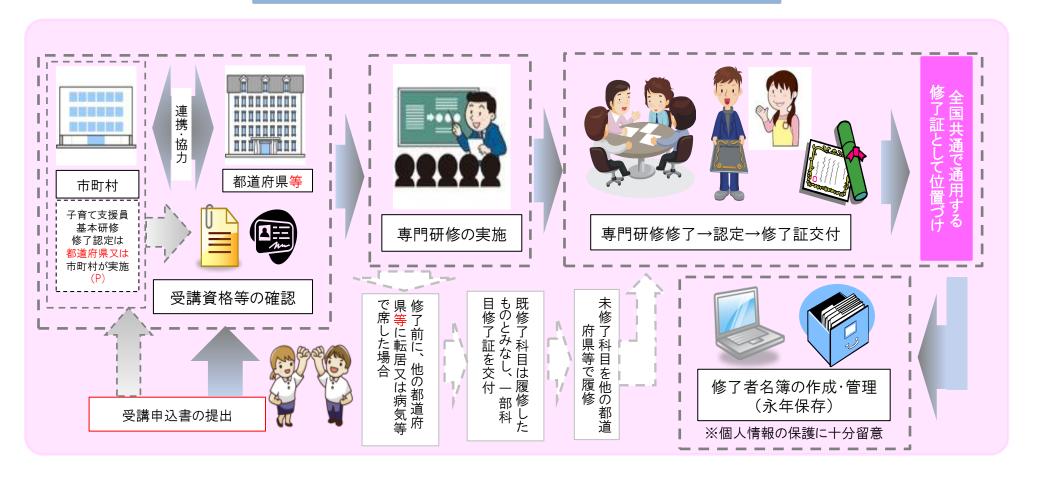
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
受講者が専門研修(社会的養護)受講中に、他の都道府県に転居した場合や病気等のやむを得ない理由により専門研修(社会的養護)の一部を欠席した場合等における既修了科目の取扱いについては、既に履修したものとみなし、専門研修(社会的養護)を実施した都道府県は、受講者に対し「一部科目修了証(仮称)」の発行が可能。
研修修了者の質の確保を図る観点から、適正に行われる必要があり、都道府県は、例えば、1日単位でレポート又は チェックシートを提出させるなど、各受講者が業務を遂行する上で必要最低限の知識・技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得の認識を確認。
受講者が提出するレポート又はチェックシートには、科目の履修又は専門研修(社会的養護)全体を通じて学んだこと、 理解したこと、今後役に立つと思われること、研修講師の評価などを記載してもらうことを想定しており、レポート又は チェックシート自体に理解度の評価(判定)を行って、科目履修の可否を決定することまでは想定していないことに留意。
都道府県は、受講希望者が受講の申込みをするに当たり、市町村を経由させて、受講申込書を提出させることも可能。 その際、子育て支援員基本研修修了の確認(各種資格証や修了証明書の原本若しくはその写し等)を、市町村と連 携・協力して円滑に実施。なお、子育て支援員基本研修修了者に該当するかの確認は、子育て支援員基本研修修 了書(P)を添付させるなどの方法により実施。
都道府県は、受講者本人であることの確認を併せて行うこととし、住民票の写し、健康保険証、運転免許証、パスポート等の公的機関発行の証明書等を提出又は提示させ、本人確認を実施。 なお、これらの確認を行うに際しては、受講希望者に対して、募集時等に必要な情報の周知が必要。
原則として、現に社会的養護における補助的職員として従事している者はその勤務地の都道府県で、それ以外の者は 現住所地の都道府県で受講。
都道府県は、専門研修(社会的養護)の全科目を履修し、子育て支援員専門研修(社会的養護)修了者としての必要な知識・技能を習得したと認められる者に対して、修了の認定を行い、全国共通様式による「子育て支援員専門研修(社会的養護)修了証(仮称)」[賞状形式及び携帯用形式]を都道府県知事名で交付(委託は不可)。

事 項		主	な	内	容	
認定等事務						
認定者名簿の 作成	都道府県は、「子育て支援員 住所又は連絡先(P)、修了 護)修了認定者」名簿(仮称	年月日、修了記				
認定者名簿の 管理	都道府県は、認定者名簿を に、永年保存とし、修了証の				して、安全かつ適	[切な措置を講ずるととも
修了証の再交付 等	都道府県は、認定を受けたる 又は修了証を紛失(又は汚法)	_ ,				
認定の取消(P)	都道府県は、認定を受けたる ① 虚偽又は不正の事実に ② 虐待等の禁止に違反し ③ 秘密保持義務に違反し ④ その他子育て支援員専	基づいて認定 た場合 た場合	どを受けた場合			

本ガイドラインの位置づけ

※ 本ガイドラインは、実施主体である都道府県が子育て支援員専門研修(社会的養護)を円滑に実施するために必要な研修内容や 実施方法等を網羅的に規定したものであり、子育て支援員専門研修(社会的養護)の一定の質の確保及び国全体としての一定の 均質化を図ることを目的に、全国共通の基本的な指針として位置づけることとし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4 第1項の規定に基づく技術的な助言として、今後、都道府県にお示しする予定。 ※注 「第5回放課後児童クラブの質の向上のための研修企画検討会」 (平成26年9月29日)【資料4】を参照したイメージ図です。

認定の仕組み(都道府県の事務の主な流れ)



子育て支援員専門研修(社会的養護)に係る都道府県認定研修の項目・科目及び時間数

- 1. 社会的養護の理念 【2時間(60分×2)】
- (1) 社会的養護の理解
- (2) 子どもの権利擁護、対象者の尊厳の遵守、職業倫理
- 2. 対象者の理解【1. 5時間(90分×1、60分×1)】
 - (3) 保護を必要とする子どもの理解
 - (4) 家族との連携、地域との連携
- 3. 支援技術【5. 5時間(120分×2、90分×1)】
 - (5) 子どもの遊びの理解と実際
 - (6) 援助技術
 - (7) 記録の書き方
- 4. 実習【3時間(180分×1)】
 - (8) 施設等見学

合計 13時間(8科目)

各科目ごとのねらい・主な内容・講師要件【項目1-(1)】

項目名	1. 社会的養護の理念
科目名	1-(1)社会的養護の理解
ねらい	① 社会的養護の概要について、その背景となる社会の課題とともに理解する。② 社会的養護の基本理念を理解する。③ 社会的養護の体系を理解する。④ 社会的養護の課題と将来像を理解する。
主な内容	① 社会的養護とは② 子ども家庭福祉、社会的養護の理念③ 社会的養護体系について④ 社会的養護の課題と将来像
講師要件	地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学 等の教員 など

各科目ごとのねらい・主な内容・講師要件【項目1-(2)】

項目名	1. 社会的養護の理念
科目名	1-(2) 子どもの権利擁護、対象者の尊厳の遵守、職業倫理
ねらい	①児童の権利に関する条約に掲げられた子どもの最善の利益を意図した支援の提供のため、子どもの最善の利益について理解する。 ②子どもの意見表明と苦情解決の仕組みを理解する。 ③養育者・支援者の心身の健康が子どもの心身の健康に結びついていることを理解する。
主な内容	①子どもの最善の利益 ②子どもの意見表明、苦情解決の仕組み ③養育者·支援者の資質、メンタルヘルス
講師要件	地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学 等の教員 など

各科目ごとのねらい・主な内容・講師要件【項目2-(3)】

項目名	2. 対象者の理解
科目名	2-(3) 保護を必要とする子どもの理解
ねらい	①発達支援を必要とする子どもの特性を理解する。②虐待が子どもに及ぼす影響について理解する。③保護者からの分離を体験した子どもの特性を理解する。④支援者からの二次被害について理解する。
主な内容	①ライフステージごとの理解 ②発達支援を必要とする子どもの理解 ③虐待が子どもに及ぼす影響 ④保護者からの分離を体験した子どもの理解 ⑤支援者からの二次被害
講師要件	ア 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員 イ 児童相談所長又は児童相談所において相談・指導業務に5年以上従事している児童福祉司 ウ 乳児院又は児童養護施設の長 など

各科目ごとのねらい・主な内容・講師要件【項目2-(4)】

項目名	2. 対象者の理解
科目名	2-(4) 家族との連携、地域との連携
ねらい	①子どもの自立の過程において必要不可欠な子どもと家族との関係の意義を理解する。 ②保護者の抱える困難を理解する。 ③保護者が必要とする支援を担う機関、より専門的な支援を必要とする子どもに対する関係機関連携について理解する。
主な内容	①家族との連携の意義 ②障害等の支援を必要とする保護者との連携 ③地域資源との連携の意義
講師要件	ア 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員 イ 児童相談所長又は児童相談所において相談・指導業務に5年以上従事している児童福祉司 ウ 乳児院又は児童養護施設の長 など

各科目ごとのねらい・主な内容・講師要件【項目3-(5)】

項目名	3. 支援技術
科目名	3-(5) 子どもの遊びの理解と実際
ねらい	①子どもの「遊び」の意義を理解する。 ②乳幼児期から児童期までの遊びの実際を体験する。 ③年齢に応じた「遊び」について理解する。
主な内容	①「遊び」の意義 ②年齢に応じた遊びの内容
講師要件	ア 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員イ 児童相談所長又は児童相談所において相談・指導業務に5年以上従事している児童福祉司ウ 乳児院又は児童養護施設の長エ 里親支援専門相談員 など

各科目ごとのねらい・主な内容・講師要件【項目3-(6)】

項目名	3. 支援技術
科目名	3-(6) 援助技術
ねらい	①対人援助の基本である傾聴と共感について理解する。②生活場面での関わり方について理解する。③事故を未然に防ぐ予防策や緊急時の対応について理解する。
主な内容	①傾聴と共感 ②生活における支援 ③緊急時の対応
講師要件	ア 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員イ 児童相談所長又は児童相談所において相談・指導業務に5年以上従事している児童福祉司ウ 乳児院又は児童養護施設の長エ 里親支援専門相談員 など

各科目ごとのねらい・主な内容・講師要件【項目3-(7)】

項目名	3. 支援技術
科目名	3-(7) 記録の書き方
ねらい	①支援を客観化する等、記録の意義を理解する。 ②個人情報の保護と情報開示について理解する。 ③他者に対して情報が正確に伝わる記録の書き方を実習する。
主な内容	①ケース記録とは②個人情報の保護③ケース記録の書き方
講師要件	ア 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員イ 児童相談所長又は児童相談所において相談・指導業務に5年以上従事している児童福祉司ウ 乳児院又は児童養護施設の長エ 里親支援専門相談員 など

各科目ごとのねらい・主な内容・講師要件【項目4】

項目名	4. 実習
科目名	4-(8) 施設等見学
ねらい	①見学実習により、社会的養護の実践を学ぶ。 ②子どもの生活の場について、見学できない時間帯の生活の流れについても理解する。
主な内容	①社会的養護の現場を見学 ②生活の流れを理解
実習先	ア 社会的養護関係施設エ ファミリーホーム など